

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公表番号】特表2020-523374(P2020-523374A)

【公表日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-031

【出願番号】特願2019-569249(P2019-569249)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/60	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2020.01)
A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/18	(2006.01)
A 6 1 K	38/19	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/60
A 6 1 P	35/00
A 6 1 K	41/00
A 6 1 K	33/04
A 6 1 K	48/00
A 6 1 K	38/18
A 6 1 K	38/19
A 6 1 P	35/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月11日(2021.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

癌の個体における放射線療法の改善をもたらすための栄養サプリメントであって、魚油とセレンとを含み、前記魚油と前記セレンは放射線療法プロトコルと組み合わせて使用した場合に腫瘍体積または重量を減少させる際に相乗効果をもたらす量で提供されている、栄養サプリメント。

【請求項2】

前記栄養サプリメントは、前記放射線療法の開始前に前記個体に提供するために処方されている、請求項1に記載の栄養サプリメント。

【請求項3】

前記栄養サプリメントは、前記栄養サプリメントの複数の成分が表1に記載された量で提供されるように処方されている、請求項1または2に記載の栄養サプリメント。

【請求項4】

前記栄養サプリメントは、表1に記載するような三つ以上の成分を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項5】

前記改善は、前記腫瘍からの転移の低減であり、前記栄養サプリメントは前記腫瘍の転移活性を低減する量で提供されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項6】

前記改善は、前記腫瘍における血管新生の低減であり、前記栄養サプリメントは前記腫瘍の血管新生活性を低減する量で提供されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項7】

前記改善は、前記腫瘍の癌幹細胞含有量の減少であり、前記栄養サプリメントは前記腫瘍における癌幹細胞の発生を低減するのに有効な量で提供されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項8】

前記改善は、前記腫瘍の癌細胞におけるPDL-1発現の低減であり、前記栄養サプリメントは前記癌細胞のPDL-1を低減するのに有効な量で提供されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項9】

放射線療法を受けている患者の腫瘍における遺伝子発現を調節するための栄養サプリメントであって、

魚油とセレンとを含み、前記栄養サプリメントは前記腫瘍の遺伝子発現を調節する量で提供されている、栄養サプリメント。

【請求項10】

前記栄養サプリメントを、前記患者に対して前記放射線療法の開始前に提供されるように処方されている、請求項9に記載の栄養サプリメント。

【請求項11】

前記栄養サプリメントは、前記栄養サプリメントの複数の成分が表1に記載された量で提供されるように処方されている、請求項9または10に記載の栄養サプリメント。

【請求項12】

前記栄養サプリメントは、表1に記載するような三つ以上の成分を含む、請求項9～11のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項13】

前記遺伝子は、血管新生因子をコードする請求項9～12のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項14】

前記遺伝子は、アポトーシス因子をコードする請求項9～12のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。

【請求項15】

前記遺伝子は、EGFRをコードする請求項9～12のいずれか一項に記載の栄養サプリメント。